

議案第13号

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（公開請求の方法）」に改め、同条中「情報の公開を請求しよう」を「前条の規定による情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしよう」に、「次条、第7条の2」を「次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4」に、「第13条第1項」を「第13条（第2項を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたものの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第7条を次のように改める。

(公開請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合において、当該決定に係る情報が、期間の経過により公開しないことができる情報に該当しなくなる事が明らかであるときは、その時期を請求者に通知するものとする。

第7条の2の見出し中「情報の公開の請求に対する決定等」を「公開決定等」に改め、同条中「公開の請求」を「公開請求」に、「公開の可否を決定する」を「公開決定等をする」に、「公開の可否を決定し」を「公開決定等をし」に、「公開の可否を決定すれば」を「公開決定等をするれば」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(公開決定等の期限)

第7条の2 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等をする事ができないときは、公開請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する期間及び延長する理由を書面により請求者に通知しなければならない。

第7条の3の次に次の1条を加える。

(第三者に対する意見提出の機会の付与等)

第7条の4 公開請求に係る情報に区及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が第9条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報を第10条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と情報の公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第13条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに情報の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第8条第1項中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第9条中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第10条の2中「公開の請求」を「公開請求」に改め、「非公開情報」の次に「（第9条第1号に該当する情報を除く。）」を加える。

第10条の3中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第12条から第15条までを次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第12条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（葛飾区行政不服審査会への諮問等）

第13条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第 号）第1条に規定する葛飾区行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、同項に規定する裁決をすべき実施機関は、当該答申の内容を尊重して、遅滞なく裁決を行わなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第14条 第7条の4第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について、準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第15条 削除

第19条中「公開制度」を「この条例による情報公開制度」に改める。

第20条第1項中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている改正前の葛飾区情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による情報の公開の請求に対する決定については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第7条第5項の規定による聴取については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に提起された改正前の条例の規定による審査請求の審理手続については、なお従前の例による。